

<特別代理人選任>

1 概要

親権者である父又は母が、その子との間でお互いに利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）をするには、子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。また、同一の親権に服する子の間で利益が相反する行為や、未成年後見人と未成年者の間の利益相反行為についても同様です。

利益相反行為とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年の子が行う遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する行為のことです。

2 申立人(申立てができる人)

親権者

利害関係人

3 申立先

子の住所地の家庭裁判所

子の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(子の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

子の住所地が京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・子1人につき800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・84円切手×8枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照	※2

④	未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）※3※4	
⑤	親権者又は未成年後見人の戸籍謄本（全部事項証明書）※3※4	
⑥	特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票※3	
⑦	利益相反に関する資料（遺産分割協議書案、契約書案・抵当権を設定する不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）等）※3	
⑧	（利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書）等）※3※4	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※3 戸籍謄本（全部事項証明書）等の証明書関係の資料は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 同じ書類は1通で足ります。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）